# JAPAN PLANT BASED MARKET ASSOCIATION



# 《 JAPAN PLANT-BASED MARKET ASSOCIATION 設立主旨 》

「日本プラントベース市場協会」は国内の VEGAN・PLANT BASED 市場発展を目的に、日本全国の関連事業者を会員として集め、「一事業者」では出来ない「集合体(業界団体)」ならではの力で、メディア・行政・自治体・他業界事業と連携し、一般消費者向けのイベント を通して市場発展の為に活動する事を目的とします。

## 日本プラントベース市場協会 理事

理事長 余語啓一 (株式会社かるなぁ 専務取締役) 理事 白井由紀 (株式会社アインソフ 代表取締役)

理事 下川祠左都 (TOKYO-T's 株式会社 代表取締役) 理事 小川博行 (株式会社 CHAYA マクロビフーズ 代表取締役)

理事 小野篤人 (株式会社染野屋代表取締役) 理事 吉田光佳 (株式会社 veg works 代表取締役)

理事 庄司いずみ (庄司いずみ ベジタブル・クッキング・スタジオ代表)

## 年会費

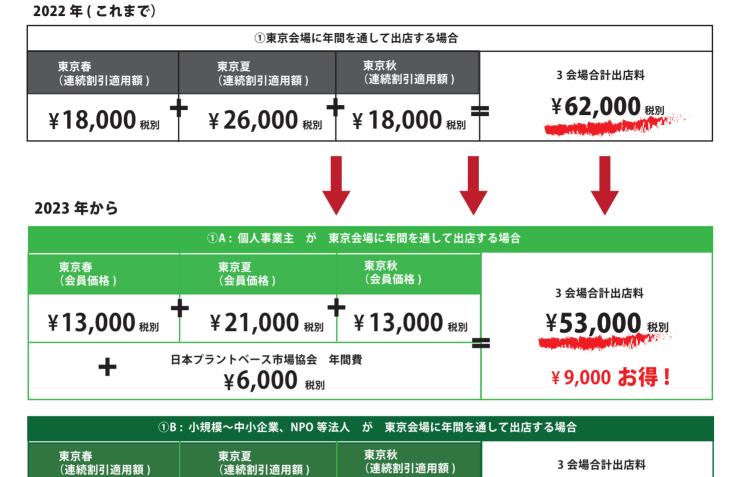
年会費はその年の1月~12月の区切りとなります。(どの月に入会しても記載の定額となります)

A:個人事業主 	B:小規模~中小企業	C : 大企業
¥ <b>6,000</b> 税别	¥ <b>10,000</b> 税别	¥ <b>20,000</b> 积别
*法人格をもたない事業者・団体	*従業員 100 人以下、資本金 1 億以下	*従業員 100 人以上、資本金 1 億以上
	*NPO 法人、社団法人も含む	*上記2点とも当てはまる法人

## 会員特典 【会員価格一例】

日本プラントベース市場協会 会員は当協会が主催または共催するイベントに会員価格にて出店していただけます。その年のイベントスケジュール、会員価格等詳細は当協会の HP をご覧下さい。

【東京ビーガングルメ祭りに出店する場合の料金シュミレーション】





- \*名古屋・京都会場も含めるとさらにお得!
- \*ビーガングルメ祭り以外にも「PLANT BASED EXPO JAPAN2023」や「VEGAN SWEETS SELECT SHOP」、今後予定の本協会主催・共催の PLANT BASED イベント等は全て「会員価格」が適用されます。

## 会員の心得



日本プラントベース市場協会 会員は、当協会設立主旨である集合体 (業界団体) ならではの力で、市場発展の為に協力・共創するものとする。また、当協会の主催する「JAPAN VEGAN AWARDS」は会員同士・業界団体としての繋がりと交流を深めるために可能な限り参加するものとする。

## 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、日本プラントベース市場協会 以下「当協会」と、日本プラントベース市場協会 会員 (以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。日本プラントベース市場協会 事務局 以下「当協会事務局」では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

総則

#### 第1条(会員規約の適用)

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第2条(会員規約の変更)

当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、または電子メール、その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

#### 第3条(入会申込み)

当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める 年会費を払込み、会員紹介ページに必要事項を記入して、当協会事務 局が確認する事とします。

#### 第4条(入会申込みの拒絶等)

当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1、入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2、入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3、その他、当協会が入会を適当でないと判断した場合

#### 第5条(年間費)

当協会会員の年間費は下記の通りです、

- A、法人格をもたない個人事業主は、6,000 円税別
- B、小規模~中小企業、NPO 法人、社団法人、10,000 円税別
- C、大企業 (従業員 100 名以上、資本金 1 億以上、2 つの条件が当てはまる企業)、20,000 円税別

#### 第6条(退会)

退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができます。

#### 第7条(会員資格の停止・解除)

当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当協会が会員として不適当と判断した場合

# 会員入会規約

#### 第8条(拠出金品の不返還)

一度払い込まれた年会費及びその他の拠出金品は返還しません。

#### 第9条(禁止行為)

- 1. 会員は無断で当協会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。
- 2. その他、協会の主旨を理解し、第7条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

#### 第10条(個人情報の保護)

- 1. 会員の個人情報 住所・氏名・写 真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。
- 2. 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

#### 第11条(損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

#### 第 12 条 (免責)

当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条(規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協会が定めるものとします

付 則

この規約は令和4年1月18日より施行する。